

診療所（病床設置・病床数変更・病床種別変更・従業者定員変更・構造設備変更）許可申請書

令和 年 月 日

堺市保健所長 様

開設者住所.....

氏名.....

印

(法人の場合は主たる事務所の所在地、名称、代表者職・氏名)

下記のとおり、(病床設置・病床数変更・病床種別変更・従業者定員変更・構造設備変更)したいので、医療法第7条第3項及び同法施行規則第1条の14第5項並びに第6項の規定により申請します。

1 設置等事由	<input type="checkbox"/> 二次医療圏内移転 <input type="checkbox"/> 継承 <input type="checkbox"/> 法人化 <input type="checkbox"/> 病床種別変更（総数増なし） <input type="checkbox"/> 療養病床にかかる病室病床数変更（総数増なし） <input type="checkbox"/> 療養病床にかかる従業者の定員変更 <input type="checkbox"/> 療養病床にかかる法定施設の構造設備の概要変更			
2 開設者の住所・氏名	住 所			
	氏 名			
	電 話	(            )		
3 診療所の名称	(フリガナ)			
4 開設の場所	開設場所	〒		
	電 話	(            )	F A X	(            )
5 開設・変更許可年月日・番号 (許可を要する場合)	(開設・変更許可) 令和 年 月 日 堺保医第            一            号			

堺市保健所受付印

様式4-1-A

6 建物の構造 設備の概要 (建物の新・旧 平面図を添付)	①廊下幅	最大		片廊下		両側に居室のある廊下			
				cm		cm			
		最小		cm		cm			
	②階段	名称							
		幅		cm	cm	cm	cm		
		けあげ		cm	cm	cm	cm		
		踏面		cm	cm	cm	cm		
		踊り場		cm	cm	cm	cm		
		くぐり戸		×	×	×	×		
		手すり		有・無	有・無	有・無	有・無		
		屋内・外		内・外	内・外	内・外	内・外		
避難階段									
7 病床数	変更前の許可病床数		一般病床		療養病床		計		
			床		床				
	変更後の許可病床数		床		床				
<内訳> 病室名	変更前		変更後						差引き 病床数 ③-① (床)
	① 病床数 (床)	② 床面積 (㎡)	③ 病床数 (床)	④ 床面積 (㎡)	⑤ 有効 内法 床面積 (㎡)	1床あたり の有効内法 床面積 ⑤/③ (㎡)	採光 面積 (㎡)	外気 開放 面積 (㎡)	
	一・療		一・療						
	一・療		一・療						
	一・療		一・療						
	一・療		一・療						
	一・療		一・療						
	一・療		一・療						
	一・療		一・療						
	一・療		一・療						
	一・療		一・療						
	一・療		一・療						
	一・療		一・療						
合計		—		—	—	—	—	—	

注：①③ 一般病床は「一」を、療養病床は「療」を、それぞれ○で囲むこと。

＜療養病床を有する場合のみ＞

8 医師、看護師その他の従業員の定員等 (規則 21 条の 2) (□にチェックを入れること)	療養病床に係る病室の入院患者の数 (1 日平均)			人 (X)	
		定員	標準数	計算結果	
	医師		1	1	
	看護師			□X/4= 人	
	准看護師				
	看護補助者			□X/4= 人	
その他					
9 法定施設の構造設備の概要 (規則 21 条の 3、4)	室名	床面積	内法面積	主要構造	設備概要
	機能訓練室	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	談話室	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	食堂	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	浴室	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		

＜療養病床を有する診療所で従業者の定員、法定施設の構造設備の概要を変更しようとする場合＞

10 医師、看護師その他の従業員の定員等 (規則 21 条の 2) (□にチェックを入れること)	療養病床に係る病室の入院患者の数 (1 日平均)			人 (X)		
		旧	新			
		定員	定員	標準数	計算結果	
	医師			1	1	
	看護師			□X/4= 人		
	准看護師					
看護補助者			□X/4= 人			
その他						
11 法定施設の構造設備の概要 (規則 21 条の 3、4)		旧	新			
	室名	床面積	床面積	内法面積	主要構造	設備概要
	機能訓練室	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	談話室	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	食堂	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
浴室	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			